

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抄）

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品

（横断的義務表示）

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<p>原産地</p>	<p>次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条に定めるところによる。</p> <p>一 農産物 国産品にあつては都道府県名を、<u>輸入品にあつては原産国名を表示する。</u>ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。</p> <p>二～四 （略）</p>
------------	--

（表示禁止事項）

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一 （略）

二 第十八条又は第十九条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三～九（略）

2 （略）